

自己点検・評価委員会規程

(1992年10月16日制定)

改正 2000年 6月 7日 2015年 3月 6日
2003年10月10日
2009年 3月 6日
2012年12月14日
2014年 5月 9日

(委員会の設置及び目的)

第1条 東京女子大学は、建学の精神に基づき教育目的及び社会的使命を達成し教育研究水準の向上を図るために、東京女子大学学則第1条の2及び東京女子大学大学院学則第2条の規定に基づき、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。そのために自己点検・評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、大学評議会の下に位置づける。

(審議事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項を審議し決定する。

- (1) 自己点検・評価の方針、点検・評価項目及び評価指標の設定
- (2) 自己点検・評価の実施
- (3) 自己点検・評価報告書の作成及び公表
- (4) 教学データを中心とした IR (Institutional Research) に関する事項
- (5) 認証評価及びその他の第三者評価に関わる事項
- (6) その他委員会が必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学 長
- (2) 学部長
- (3) 全学共通教育部長
- (4) 大学院合同研究科会議議長
- (5) 大学院教務委員長
- (6) 学部教務委員長
- (7) 事務局長
- (8) 学長が委嘱する教職員若干名
- (9) 大学運営部長
- (10) 教育研究支援部長
- (11) 総務課長

2 前項第8号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 委員会に委員長を置く。

4 委員長は、学長が指名する。

(委員会)

第4条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員長が必要と認めた場合は、委員以外の教職員の出席を求め、意見を聴取することができる。

第5条 委員会に授業評価委員会を置く。

2 授業評価委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学 長
- (2) 学部長
- (3) 全学共通教育部長
- (4) 大学院合同研究科会議議長

3 授業評価委員会は、授業評価を実施し、教員の教育能力評価を含め授業評価結果への対応を行う。

(専門委員会)

第6条 委員会の下に自己点検・評価専門委員会(以下「専門委員会」という。)を置くことができる。

2 専門委員会は、委員会の委員長からの諮問により、個別の点検項目について自己点検・評価を実施し、その結果を委員会に提言する。なお、既設委員会等で、この目的を達成することが可能な場合は、それをもって専門委員会とすることができる。

3 専門委員会の構成、委員の任期等は、必要に応じて委員会が定める。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、大学運営部に置く。

2 専門委員会の事務担当は、点検・評価項目に応じて委員会が定める。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、委員会及び大学評議会の審議を経て、学長がその意見を徴し決定する。

附 則 (1992年10月16日制定)

この規程は、1992年10月16日から施行する。

附 則 (2000年6月7日改正)

この規程は、2000年6月7日から施行する。

附 則 (2003年10月10日改正)

この規程は、2003年10月10日から施行する。

附 則 (2009年3月6日改正)

この規程は、2009年4月1日から施行する。

附 則 (2012年12月14日改正)

この規程は、2013年4月1日から施行する。

附 則 (2014年5月9日改正)

この規程は、2014年5月9日から施行し、2014年4月1日から適用する。

附 則 (2015年3月6日改正)

この規程は、2015年4月1日から施行する。